

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休息日であるとき)

◇選管告示

目次

参議院議員の通常選挙における選挙長及び選挙分会長等の選任

参議院議員の通常選挙における選挙長及び選挙分会長が事務を行う場所

参議院地方選出議員の選挙における立会演説会の開催計画

参議院地方選出議員の選挙における各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時等

参議院議員の通常選挙に用いる投票用紙の様式

参議院議員の通常選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

参議院地方選出議員の選挙において候補者一人につき選挙運動に関して支出できる金額

参議院地方選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等

参議院地方選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行う日時等

参議院全国選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行う日時等

参議院全国選出議員の選挙における候補者の氏名及び党

派別の掲示の掲載の順序のくじを行う日時等

参議院議員の通常選挙における選挙会及び選挙分会の日時等

◇参議院地方選出議員選挙選挙長告示

参議院地方選出議員選挙における選挙長告示
参議院地方選出議員選挙において選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う日時等

◇参議院全国選出議員選挙選挙分会長告示

参議院全国選出議員選挙において選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う日時等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

昭和四十九年七月七日執行の参議院議員の通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 選挙長 米子市明治町八番地 加藤 章

二 選挙長の職務代理者 鳥取市湯所町一丁目四三四番地 矢田延男

三 選挙分会長 米子市明治町八番地 加藤 章

四 選挙分会長の職務代理者 鳥取市湯所町一丁目四三四番地 矢田延男

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

昭和四十九年七月七日執行の参議院議員の通常選挙における選挙長及び選挙分会長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

昭和四十九年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十五条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同法同条第一項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 立会演説会の方法

班別編成の方法

二 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

日	時	会	場
六月十八日	十三時三十分	鳥取市	鳥取市民会館
〃 十九日	十三時三十分	岩美町	岩美町中央公民館

〃 二十日	木	十三時三十分	郡家町	中央中学校
〃 二十一日	金	十九時三十分	若桜町	若桜中学校
〃 二十二日	土	十九時三十分	鳥取市	遷喬小学校
〃 二十三日	日	十三時三十分	気高町	気高町町民体育館
〃 二十四日	月	十九時三十分	東郷町	桜小学校
〃 二十五日	火	十三時三十分	三朝町	三朝町山村開発センター
〃 二十六日	水	十九時三十分	倉吉市	倉吉福祉会館
〃 二十七日	木	十九時三十分	東伯町	東伯町中央公民館
〃 二十八日	金	十九時三十分	名和町	名和町老人福祉センター
〃 二十九日	土	十九時三十分	米子市	米子市公会堂
〃 三十日	日	十三時三十分	境港市	境港市民会館
〃 三十一日	日	十九時三十分	西伯町	西伯町中央公民館
七月一日	月	十三時三十分	日野町	根雨公会堂
〃 二日	火	十九時三十分	日南町	日南町中央公民館
〃 三日	水	十九時三十分	米子市	明道小学校

三 一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数及び演説の時間

候補者の数 五人以内

演説の時間 候補者が三人以内の場合 四十分以内

候補者が四人以上の場合 三十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第六十五号

昭和四十九年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十六条の二第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二條の規定により告示する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十九年六月十五日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

昭和四十九年七月七日執行の参議院議員の通常選挙に用いる投票用紙の

様式は、次のとおりとする。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

裏

折目

こうほしやしめい 候補者氏名	一 こうほしやしめい、らんないひとりか 候補者氏名は、欄内に一人書くこと。 二 こうほしやしめい、ものしめいか 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
-------------------	--

備考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

表

折目

参議院地方選出議員選挙投票	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">鳥取県</td> <td style="padding: 2px;">選挙管理</td> <td style="padding: 2px;">委員会印</td> </tr> </table>	鳥取県	選挙管理	委員会印
鳥取県	選挙管理	委員会印		

裏

表

参議院地方選出議員選挙投票	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">鳥取県</td> <td style="padding: 2px;">選挙管理</td> <td style="padding: 2px;">委員会印</td> </tr> </table>	鳥取県	選挙管理	委員会印
鳥取県	選挙管理	委員会印		

裏
折目

表
折目

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

こうほしやしめい 候補者氏名	一 こうほしやしめい ちゅう 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 こうほしやしめい ちゅう 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
-------------------	---

参議院全国選出議員選挙投票	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>鳥取県</td> </tr> <tr> <td>選挙管理</td> </tr> <tr> <td>委員会印</td> </tr> </table>	鳥取県	選挙管理	委員会印
鳥取県				
選挙管理				
委員会印				

裏

表

--

参議院全国選出議員選挙投票	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>鳥取県</td> </tr> <tr> <td>選挙管理</td> </tr> <tr> <td>委員会印</td> </tr> </table>	鳥取県	選挙管理	委員会印
鳥取県				
選挙管理				
委員会印				

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

昭和四十九年七月七日執行の参議院議員の通常選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

昭和四十九年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができるとする金額は七百六十四万六千五百円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

昭和四十九年七月七日執行の参議院地方選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十九年六月十六日 午後五時十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第七十号

昭和四十九年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十九年六月十七日 午後五時十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号

昭和四十九年七月七日執行の参議院全国選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十九年六月二十二日 午前十時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第七十二号

昭和四十九年七月七日執行の参議院全国選出議員の選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第六十八条第一項の規定により次のとおり定めたと、同規程同条同項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十九年六月二十四日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第七十三号

昭和四十九年七月七日執行の参議院議員の通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により告示する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 選挙会

場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県庁第二応接室

日時 昭和四十九年七月十日 午後一時

二 選挙分会

場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県庁第二応接室

日時 昭和四十九年七月十日 午後一時三十分

参議院地方選出議員選挙選挙長告示

参議院地方選出議員選挙選挙長告示第一号

昭和四十九年七月七日執行の参議院地方選出議員選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたと、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十四日

参議院地方選出議員選挙選挙長 加 藤 章

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時 昭和四十九年七月四日 午後五時十分

参議院全国選出議員選挙選挙分会長告示

参議院全国選出議員選挙選挙分会長告示第一号

昭和四十九年七月七日執行の参議院全国選出議員選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十四日

参議院全国選出議員選挙選挙分会長 加藤 章

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時 昭和四十九年七月四日 午後五時二十分

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】